

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 12    | 介護保険に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

座間市は、介護保険管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行います。

### 特記事項

座間市情報セキュリティ基本方針及び基本方針に基づく実施手順書を定めるとともに緊急時対応計画を定め、情報資産のセキュリティ対策を講じており、システム障害、情報漏えい等が発生した場合の復旧と再発防止策をとります。

## 評価実施機関名

座間市長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 介護保険に関する事務   |
| ②事務の概要                   | <p>介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付を、要支援認定を受けた者には予防給付を行っている。</p> <p>市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。</p> <p>また、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>② 被保険者証、負担割合証又は認定証の交付・再交付・返還受理</p> <p>③ 介護給付、予防給付、特別給付又は第一号事業支給費の支給</p> <p>④ 要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査</p> <p>⑤ 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査</p> <p>⑥ 居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査</p> <p>⑦ 保険料滞納者に係る支払方法の変更</p> <p>⑧ 保険給付の支払の一時差止め、及び保険給付の特例に関する事務</p> <p>⑨ 保険料の賦課、徴収に関する事務</p> <p>⑩ 地域支援事業に関する事務(①～③及び⑪に掲げるものを除く)</p> <p>⑪ 地域支援事業または介護予防・日常生活支援総合事業の利用料に関する事務</p> <p>⑫ 資料の提供等の求めに関する事務</p> |
| ③システムの名称                 | (1) 介護保険システム<br>(2) 宛名システム<br>(3) 情報連携システム<br>(4) 中間サーバ  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 介護保険管理ファイル               |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 番号法<br>・ 第9条第1項(利用範囲)<br>・ 別表第1 第68項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 実施する ]</div> <div style="text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;<br/>             1) 実施する<br/>             2) 実施しない<br/>             3) 未定           </div> </div>   |
| ②法令上の根拠                  | <p>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>&lt;別表第2における情報提供の根拠&gt;<br/>         第3欄(情報提供者)が「市町村長」又は「給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項<br/>         第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56-2、58、61、62、80、81、87、90、97、108、109の項</p> <p>&lt;別表第2における情報照会の根拠&gt;<br/>         第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」とある項<br/>         第93、94の項</p> <p>※別表第2の項番1、4、30、90については個人番号を当面利用しない。</p>   |

| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
|--------------------------|---|
| ①部署                      | 健康部介護保険課  |
| ②所属長の役職名                 | 介護保険課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
| なし                       |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 座間市総務部文書法制課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-8144(直通) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 座間市健康部介護保険課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-7719(直通) |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年3月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]<br><選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年3月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]<br><選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |  |  |
|--|--|--|
| [ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]                                     |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か               | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                              | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |  |  |
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

